令和５年度柴田町議会１０月会議会議録（第１号）

出席議員（１７名）

１番	石森靖明 君	２番	伊東　潤 君
３番	吉田　清 君	４番	小田部峰之 君
５番	森　裕樹 君	６番	加藤　滋 君
７番	安藤義憲 君	８番	佐久間光洋 君
１０番	桜場政行 君	１１番	吉田和夫 君
１２番	秋本好則 君	１３番	大坂三男 君
１４番	佐々木裕子 君	１５番	広沢　真 君
１６番	白内恵美子 君	１７番	平間奈緒美 君
１８番	髙橋たい子 君		

欠席議員（１名）

９番　平間幸弘 君

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口　茂 君
副町長	水戸英義 君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴 君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一 君
まちづくり政策課長	沖館淳一 君
財政課長	藤原輝美幸 君
税務課長補佐	宮武靖洋 君
町民環境課長	日置幸枝 君
健康推進課長	佐藤正人 君
福祉課長	佐藤　潤 君
子ども家庭課長	工藤昌之 君

農政課長併 農業委員会事務局長	熊谷英樹　君
商工観光課長	天野　敬　君
都市建設課長	池田清勝　君
上下水道課長	平間一行　君
危機管理監	平間信弘　君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則　君
教育総務課長	小林威仁　君
生涯学習課長	大宮かつ子　君
スポーツ振興課長	杉本龍司　君

事務局職員出席者

議会事務局長	大山　薫
次長	高木信孝
主幹	今野裕介

議事日程（第１号）

令和５年１０月２３日（月曜日）　午前９時３０分　再　会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　開催期間の決定

第　３　報告第１８号　専決処分の報告について
（柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

第　４　議案第２２号　令和５年度（仮称）柴田町総合体育館取付道路改良工事請負契約について

第　５　議案第２３号　令和５年度柴田町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前９時３０分　　再　会

○議長（髙橋たい子君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和５年度柴田町議会10月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が、９番平間幸弘君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等の出席を求めております。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第５条第２項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋たい子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において１番石森靖明君、２番伊東潤君を指名いたします。

日程第２　開催期間の決定

○議長（髙橋たい子君）　日程第２、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。10月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日１日と意見が一致いたしました。よって、10月会議の開催期間は、本日１日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。よって、開催期間は本日１日と決しました。

また、10月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第３　報告第１８号　専決処分の報告について（柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

○議長（髙橋たい子君）　日程第３、報告第18号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました報告第18号、専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、柴田町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例における引用箇所の改正を、地方自治法第180条第１項の規定に基づく、町長の専決処分指定事項第８項の規定により専決処分しましたので報告するものでございます。

○議長（髙橋たい子君）　**これより議会運営基準により質疑を許します。**

質疑回数は１人１回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第４　議案第２２号　令和５年度（仮称）柴田町総合体育館取付道路改良工事請負契約について

○議長（髙橋たい子君）　日程第４、議案第22号令和５年度（仮称）柴田町総合体育館取付道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議案となりました議案第22号、令和５年度（仮称）柴田町総合体育館取付道路改良工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本工事は、（仮称）柴田町総合体育館の建設に当たり、車両の出入口となる主要地方道白石柴田線との接道部分について、道路改良を行うものです。

既決予算に基づき、９月12日に制限付一般競争入札の公告を行い、10月13日に入札執行いたしました。

入札参加業者は、丸敏建設株式会社、フジサイ工建株式会社、株式会社竹有土木、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の５者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と8,349万円で工事請負仮契約を10月16日に締結いた

しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　議案第22号、令和５年度（仮称）柴田町総合体育館取付道路改良工事請負契約について、入札と契約に関する説明をいたします。

議案書３ページをお開きください。

この工事の入札につきましては、設計額が5,000万円を超えることから、工事の品質確保のために、入札参加資格に一定の条件を付す制限付一般競争入札としました。

入札の条件としましては、宮城県内の名取市以南の４市９町に本店等を有する事業者で、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、また、経営事項審査での土木一式の総合評定値が750点以上であることを条件として執行しました。

入札の結果を説明いたします。

議案第22号関係資料の１ページをご覧ください。

この５つの業者から町に入札参加の申請書が提出されました。入札参加資格を審査した結果、５つの業者全てを承認したものです。

２ページをお開きください。

予定価格は消費税抜きで8,210万3,000円。最低制限価格は消費税抜きで6,568万2,000円です。

入札の結果については、株式会社松浦組が7,590万円で落札しました。

契約についてですが、10月16日に、議案書３ページのとおり仮契約を締結しております。

工期は議決日の翌日から令和６年３月31日までです。

入札と契約についての説明は以上です。

○議長（髙橋たい子君）　次に、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君）　続きまして、工事内容について補足説明をいたします。

議案第22号関係資料の３ページをご覧ください。

最初に資料の表記についてですが、資料の上段には、本工事の平面図、下の段には、左から位置図、標準横断図、工事概要を示しております。

本工事は、現在建設中であります（仮称）柴田町総合体育館の出入口部分となる主要地方道白石柴田線の道路改良工事を行うものであります。主要地方道白石柴田線は県道ということか

ら、これまで大河原土木事務所や大河原警察署など関係機関との協議も行ってまいりました。

工期は契約締結日の翌日から令和６年３月31日までとしております。

それでは資料の平面図をご覧ください。

施工延長は179メートルとなります。平面図の左側、船岡方面から総合体育館に入るための右折レーンを新設します。右折レーンにつきましては、約90メートル手前から右折レーンの矢印表示や、車両の安全かつ円滑な走行を誘導するために、斜め線を枠線で囲む導流帯を設置します。また、総合体育館から槻木方面に右折する際、同じく導流帯を設置します。

次に、道路幅員について説明します。

下の標準横断図は完成後の幅員の寸法となります。現況の車道の片側車線は、幅員3.5メートルありますが、大河原土木事務所と協議の結果、完成後の片側車線の幅員は3.25メートル、右折レーンの幅員は3.0メートルとなります。歩道につきましては、北側の幅員は2.5メートルから約４メートル、南側の幅員は現況の幅員を確保する2.5メートルとなります。

続いて、側溝改修工事について説明いたします。

平面図の右上の自由勾配側溝65.7メートルにつきましては、現在側溝が敷設されていないことから、新しく新設いたします。総合体育館の落蓋式U型側溝97メートル並びに自由勾配側溝73.2メートルにつきましては、右折レーンの設置等により道路が拡幅されることから、現在の側溝を撤去し新設することになります。平面図の左下の転落防止柵につきましては、新しく新設される歩道と総合体育館の敷地との落差が大きいことから、転落防止柵を新設する予定になっております。

次に、標準横断図をご覧ください。

舗装構成について説明します。

現況の車道部分につきましては、表層５センチメートルを切削し、拡幅する部分については、下層路盤を59センチメートル、上層路盤を８センチメートルの路盤工事を行い、現況の車道部、拡幅部ともに、表層５センチメートルの舗装工事を行います。歩道部分の舗装構成につきましては、路盤10センチメートル、表層３センチメートルの舗装工事を行います。そのほか、車道と歩道の間には歩車道境界ブロック等を設置します。

以上、主な工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　**これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君）　秋本です。

まず、関係資料の平面図でお聞きしたいと思います。

歩道なんですが、船岡側の歩道が取付け道路部分でかなり狭く見えるのですが、これはどのような形でこうなったのか、これをもうちょっと広げることはできないのか、今現在何センチメートルぐらいの歩道の幅になっているのか教えていただきたいと思います。

それと、体育館の入り口という関係上、自転車の使用がこれから多くなってくると思うのですが、自転車のレーンというのは考えておられるのでしょうか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君）　今２点質問あったと思うのですけれども、船岡方面起点側、それの歩道部分ですけれども、今現況は、2.5メートル確保されています。狭いところで若干2.5メートル切っている部分ありますけれども、今回拡幅工事に伴って、のり面の部分、盛土して2.5メートルをしっかりと確保すると。その辺は県と協議の結果こういうことになっております。合意済みであります。

続いて、入り口部分の自転車レーンのことについてですけれども、入り口部分の歩道につきましては2.5メートル確保されるということで、自転車レーンを独立している部分については、現在のところは予定しておりません。専用のレーンということですか。

○議長（髙橋たい子君）　確認ですか。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君）　自転車レーンというのは独立したレーンのことを言っているのかどうかというのがちょっと。

○議長（髙橋たい子君）　そのことに対して、お答えありますでしょうか。

○12番（秋本好則君）　最近、道路幅に見られるグリーンとかブルーとか書いてある自転車レーンがありますね。30センチメートル、40センチメートルとか、そういったものを造る予定があるのかということです。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君）　現在のところブルーのグリーンとかそういった自転車レーンの設置は考えておりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　歩道部分なんですが、私お聞きしたのは、体育館側に入ってくる、これでいくと垂直にすとんと入るところなんですけれども、そこのところが船岡側のほうは確かに２メートルぐらいではずっと体育館に入ってくるんですが、90度に曲がって道路を横断する側溝のある辺りになりますとかなり狭く見えるんですが、これはなぜこうなっているのかという

ことをお聞きしたんです。

それと自転車のレーンですが、かなりこれから増えると思うんですけれども、自転車の利用が、そういった方々を安全にするためにはこれからぜひ必要ではないかと思うんですがその必要性というのは認められませんか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君）　大変失礼しました。

船岡方面から船岡体育館に入ってくる歩道につきましては、この体育館の入り口部分は、いわゆる平面図で言うと右側のみとなっております。皆さん横断歩道を渡った上で体育館に入る形に考えております、そういう設計で今のところ予定しております。

また、自転車レーンの必要性につきましては、実際体育館ができ上がってからでも、その辺の交通量をしっかりと把握した上でも十分検討をする必要も出てきたときに設置すればいいのかなと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　そうしますと、自転車レーンにつきましては実際運用が始まった時点で一度交通量どのくらいの自転車の利用数があるのかを確認した上で造るということと受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君）　今回この設計を組む段階で当然交通量調査等、それぞれ調査した結果に基づいた設計になっております。今現在秋本議員がおっしゃったように、自転車の通行量がどのぐらい増えるのかというのはちょっと未知数な部分もありますので、その辺はできてから考えていきたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　ほかに質疑ありませんか。１番、石森靖明君。

○１番（石森靖明君）　１番石森です。

まず、工期についてお伺いしたいのですが、本日の議決日から３月31日までということで、かなり工事の内容的にタイトなスケジュールかなと思うんですが、しっかりと３月31日まで完了する見込みということで考えてよろしいか確認をさせていただきたいと思います。

それから現在今体育館の工事中なんですが、それと併せて道路の取付工事も行われるということで、かなり大型車両等々も走ることになって、お互いの工事に支障が生じることはないのかどうかと。今回、取付道路が若干狭くなる車道もあるということなんですが、大型車両通る際にそれは支障のないということで考えてよろしいかお伺いをしたいと思います。

あとは、来年の３月31日まで終わったとして、それから約半年間体育館の工事が進むわけですけれども、今回新たに道路を設置しますけれども、大型車両等が頻繁に走ることによる道路の傷みに対する補修の今後の計画といいますか見通しなんかについてもお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君）　今３点質問があったと思います。

工期の３月31日までですけれども、今回お認めいただければ、この後に、業者のほうから全体工程表いわゆる工事計画書、または誘導員とか交通規制など、そういった全体計画がまず出されます。順序的には、請負業者との協議、そして建設業者今建設されている業者との協議、さらに県道ということで道路法24条の道路施工承認の申請手続もこれから行います。また、実際工事が始まる際には、安全対策をしっかり講じる必要があるので、例えば警察署の道路使用許可、そういった手続をまず踏んだ上で工事に入りますので、３月31日までということで不透明な部分ありますけれども、全力を尽くしていきたいというふうに思っております。

また、工事中の大型車両の互いの出入りについてなんですけれども、今現在体育館の出入口が今回の取付けの出入口になるわけではなく、あそこから手前起点側に大体15メートルぐらいのところに、最終的には出入口が設置されることになります。つまり、体育館の出入口となる、建設される大型車両の出入口には支障ないのかなと。ただ、当然県道の道路工事と体育館の建設工事で大型車両の出入りは交差する、かなりの台数が見込まれるということで、当然ながら、請負業者同士の打合せ並びに町もそこに入って、しっかりと安全対策を講じていきたいなと思っております。

最後に、半年間出来上がった後の、完成までの傷みということなんですけれども、実際に工事が終了すれば、県との竣工検査も行う、施工承認の条件になっておりますので当然竣工が終われば県が管理する形になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　ほかに質疑がないようですので、**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号令和５年度（仮称）柴田町総合体育館取付道路改良工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第２３号　令和５年度柴田町一般会計補正予算

○議長（髙橋たい子君）　日程第５、議案第23号令和５年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第23号、令和５年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、障害者就労支援事業所施設整備事業補助をはじめ、道路への防護柵設置工事や雨水対策事業等緊急を要する費用等を増額補正し、歳入では、繰入金について補正を行うものです。

歳入歳出それぞれ6,687万5,000円を増額し、補正後の予算総額は148億3,347万8,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　それでは、詳細説明をいたします。

議案書５ページをお開きください。

議案第23号、令和５年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申し上げました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行うものです。

８ページをお開きください。

歳入です。

今回の補正財源については、全て20款１項２目の基金繰入金です。財政調整基金からは947万5,000円を繰り入れます。これにより、財政調整基金の残高は約14億1,300万円となります。

ふるさと柴田応援基金からは、5,740万円を各事業への補正財源として繰入れするものです。これにより、ふるさと柴田応援基金の残高は約８億3,300万円となる見込みです。

続いて歳出について説明いたします。

９ページをお開きください。

２款１項５目財政財産管理費10節需用費、30万円の増は、庁舎管理における修繕料について増額補正するものです。

次に、３款１項３目障害者支援事業費において、18節負担金補助及び交付金として、4,600万円の増額補正を計上しております。これは、障害者就労支援事業所施設整備事業補助として、船岡地区にあります社会福祉法人はらから福祉会及び槻木地区にあります株式会社結びに対し、補助金を支出するものです。

この事業の目的ですが、２つの団体から、それぞれ町に要望があり説明を受けております。はらから福祉会においては、障害者の就労機会の拡大を図り、新たな利用者の確保を目指しています。株式会社結びにおいても、県内の支援学校から生徒の就労先として要望されております。それぞれ障害者の受入れ人数を増やすためには、現在の作業スペースが限られており、新たな作業スペースを確保しなければならないという問題があります。また、それぞれ施設整備のための自己資金がほとんどないという状況も伺いました。これらのことから、施設整備に係る費用について、ぜひとも町から支援をいただきたいという切実な要望でございました。町としましても、この要望を受け、障害者の就労機会の確保については、緊急性及び公益性があると判断したものです。

補助対象となる経費については、施設の増設や改修費用及び備品購入費です。その経費の４分の３を補助するものですが、上限を3,750万円としております。今回計上しました4,600万円の内訳です。はらから福祉会に3,750万円、株式会社結びに850万円と積算しております。これは現時点での予算枠であり、２つの団体の施設整備がそれぞれ完了した後、町が精査した上で補助金額を決定し支出するものです。

次に、７款１項２目観光整備費10節需用費、52万9,000円の増は、10月６日に発生した強風によりまして、船岡城址公園樅ノ木は残った展望デッキへ向かう園路脇の雑木が倒れました。その影響で付近にあった電柱２本も倒れてしまったものです。その修繕料について計上しました。

10ページをお開きください。

８款２項２目道路維持費におきまして、1,447万円を増額しております。

10節需用費303万5,000円の増については、町道船岡東２号線の転落防止柵の修繕に係る費用を計上しました。場所は、船岡小学校の東側で土手内の踏切付近でございます。

次に、14節工事請負費1,143万5,000円の増は、町道本船迫12号線防護柵設置工事及び船岡大住町地区雨水対策工事に要する費用の計上によるものです。大住町の雨水対策については、ポンプ設備を一基増設するものです。

同じく３目道路新設改良費427万6,000円の増は、町道槻木145号線狭隘道路変更測量設計委託料の計上によるものです。現在、狭隘道路整備促進事業として、令和４年度から予算を繰り越して業務を進めているところですが、地権者との用地交渉がまとまらないために設計変更を行うものです。

次に、８款４項３目公園緑地費10節需用費、110万円の増は、船岡城址公園内の排水設備の不良により、その修繕料を計上したものです。

次に、10款２項１目小学校管理費10節需用費、20万円の増は、今年で創立150周年を迎えた槻木小学校において、記念式典を開催することになっており、パンフレット等の印刷に要する経費を計上したものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　**これより質疑に入ります。**

質疑は歳入歳出一括といたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。13番大坂三男君。

○13番（大坂三男君）　まず、８ページお願いします。歳入のほうなんですが、歳入のほうで、財政調整基金から940万円、それからふるさと柴田応援基金のほうから5,740万円繰り入れられるわけなんですけれども、割り振りというのはどうするのかなということなんですよ。道路工事とか、あと取付道路とか、そういう工事関係の歳出が多い中で、ふるさと柴田応援基金からもう大半が出るということで財政調整基金からはその何分の１かという形なんですけれども、歳入の割り振りはどういうふうな基準でやるのかなということでお伺いしたいと思います。

それから、歳出のほうで、何ページかというとちょっとよく分かりません、ごめんなさい。就労施設に支出すると。9ページだそうです。就労施設に支出するということなんですけれども、就労施設の相手方からの強い要望もあってということだとは思いますし、なかなか今聞いている話では柴田町に支援学校があって、そこを卒業した人たちの働き口が思うようにないということで、困っているんだという話も聞いたこともありますし、ぜひ柴田町に、今対象事業

のうちの１つのはらからさんの本部がありますよね。ですから、この機会に柴田町で就労支援事業というのを本格的にやっていただくということは結構なことだと思うんですけれども、就労支援施設にいろんな型がありますよね。就労支援とか継続とか就業とか、最近では定着指導というのも１つの事業サービスとしてあるんだというふうに聞いたんですけれども、その辺は町内の事業者さんでは今どうなっているかということもお聞きしたいと思います。

以上２件です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　１点目の基金についての基準でございますが、基金をまず処分、いわゆる活用して事業を行う場合、今回の場合は、ふるさと柴田応援基金からまずは事業に充てていくと。その場合、経常的な経費ではなくて、投資的な経費に充てていく。それがまず一番初めに行う作業でございます。例えば庁舎の修繕料だとかについては、これは経常的なものですので、ふるさと柴田応援基金は使わない。そこで今回は、まず歳出をまとめたときに、ふるさと柴田応援基金からは5,740万円充当できると。まずそれが一つです。次に不足する分、947万5,000円については、年度間の財源の調整として役割を担っている財政調整基金から繰り入れて、各修繕料だとかに充てるという、そういう順序でございます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて。まず答弁いただく前に大坂議員。これから答弁いただくんですけれども、ある施設のことをおっしゃいました。それの必要性はどうなのかという質疑でよろしいですか。

○13番（大坂三男君）　それも含めてお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　就労支援の関係、型というお話でございました。就労支援、障害福祉サービスでは様々な方がご質問のとおりございます。就労の移行支援ですとか、就労の継続支援ですとか、就労の定着支援、今のご質問あったところでいうと例えば移行支援とか定着の支援というところだとは思うんですけれども、やはり就労によって生活の糧というんですか、その辺非常に達成感とか得られるというところで非常に重要な要素だと思います。定着というんですか、自立して働いていくための、今のご質問だと定着という部分、支援ということだとは思うんですが、定着支援という部分で町内の事業者さんというところでは今のところございません。近隣の町村のサービスというところでは把握しているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　今のところございませんというのは私も聞いて分かっているんですが、

今後本格的に本部もあることですし、支援学校もあることですし、柴田町としてもそういうところを指導するといいますか、協力を願って、そちらも本格的にやっていただくようなお考えは、この場でどうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　すみません。質疑にはちょっと不向きですが、要望は。（「要望でいいですか」の声あり）手挙げているようなので、特別に許します。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　今の定着支援というところでのお話だと思うんですけれども、そういった就業も　　身につけていくというとこは確かに非常に重要なところ、自立というところ、働き続けるというのがなかなか難しいところもございますので、そういった働きかけというのは確かに重要ですし、今後事業者さんのほうの動きとかも注視しながら、支援していければいいのかなと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。３番、吉田清君。

○３番（吉田　清君）　おはようございます。３番吉田清です。

９ページ、３款民生費、大坂議員さんと同じなんですけれども障害者支援事業4,600万円、ふるさと柴田応援基金を使っての、結びさんとはらからのほうに支援するということなんですけれども、自己資金がないから、急に町のほうにお願いして何とかしてくださいという議案なんですけれども、これは急にこういう話が出た、出たというか、普通障害者施設であれば、県や国のほうに一度相談してみて、そちらの、県や国のほうからの補助金はなかったのか、それとも柴田町独自だけで、全額この基金を使って支援するのかそのことをちょっと確認したいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　ご質問のほう、国県の補助というところのお話だと思うんですけれども、中に社会福祉費の整備補助金という制度がございます。国県の支出金ということで、障害の部分だけでなくていろんな施設関係の補助金ということであるわけなんですけれども、中身的にいろいろ県のほうでもそういった場合審査する形なんですが、非常に採択になるのもなかなか難しいというんですか、時間がかかるという部分もございますし、重いというか重度の方の例えば施設とかのほうに重きを置いているというのは、ちょっと聞いたところ、国のほうの動きもございますので、なかなかやはり機動性という部分では難しいところがあるというお話は聞いています。その中で財政課長のほうからもお話にあったとおり、今回要望という形で、何とかということで切実なお願いということでありましたので、町のほうでということでの内

容で、今回検討させてもらっているところでございます。

○財政課長（藤原輝美幸君）　議長すみません、補足で。

○議長（髙橋たい子君）　補足で財政課長、どうぞ。

○財政課長（藤原輝美幸君）　私のほうからも今回説明させていただきましたが、その経緯としては、９月の補正予算にはちょっと上げられるようなまとまり方ではなかったんですね。非常に町としても熟慮いたしました。国や県の補助金はございます。しかしながら、先ほど福祉課長が申し上げましたとおり、非常に年数がかかるようなことでございました。およそ４年かかるようです。今、各障害者の継続就労支援施設については、自己資金でやっているようなところもあれば、当然今回の議題になっている補助の対象先は自己資金が乏しいと。４年間待てるかというところで、非常に町としても考えました。県内の支援学校から、どうか柴田町から通っている障害者の方の働き口としていかがですかというようにダイレクトにお願いされているようでございます。しかしながら、例えば、株式会社結びさんのほうでは、かけはしというお弁当製造販売しているところですが、なかなか既存の建物では人を増やして作業量を増やすということがなかなかできないと。ところが各支援学校のオファーに対して、どうしても定員を増やして受け入れたいという強い信念がございまして、そこで、では町単独で支出するかと。本来国や県からも補助金がありますが、４年先になってしまう。そこでの緊急性、また公共性、公共性についてはやはり障害者福祉ですので当然公共性あるのは、議員の皆様方もご理解いただけると思います。そこでふるさと柴田応援基金の活用です。およそ福祉に対して応援基金は、大体ここ令和３年度や２年度は6,000万円から7,000万円ご寄附をいただいています。そちらの使い道については、民生費、児童福祉なりのほうでもいろいろと活用させていただいていますが、せっかくこのような投資的な福祉の事業珍しいので、基金を使えば４年間前倒しで課題が解決に向かうのではないかと。そういうことから、今回民生費に予算を措置したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。８番、佐久間光洋君。

○８番（佐久間光洋君）　佐久間です。

10ページ、お願いいたします。14節の工事請負費なんですが、町道本船迫12号線防護柵設置工事載っていますが、これどこからどこまでなのか、その辺の詳細説明をお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　道路維持費の工事請負費の町道本船迫12号線の防護柵の工事の

関係でございますが、こちらの場所につきましては、仙南自動車学院ございますけれども、そちらから本船迫の新しく設置された信号機のところまでが路線ということになっておりますけれども、こちらの道路の狭小の区間、狭いところ、そちらに対してガードレール、　　部分にガードレールを設置したいという内容でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　そうすると延長でどのぐらいになりますか、お願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　延長にしますと、153メートルほどを予定しております。

（「分かりました」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑ありませんか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番、白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君）　白内です。

先ほどから何度も出ていますが、３款１項３目の18節障害者就労支援事業所施設整備事業補助なんですが、もう少し詳しく施設の概要と、どこにどのような施設計画があるのかの説明をお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　就労支援事業の補助の関係、どういった施設というところだと思います。今回内容的には、就労継続支援のＢ型事業者さんというところになってきます、累計では。そちらの事業者さんに対する補助という形になります。就労Ｂ型というところで、ＢというところなのでＡ型というところもあるんですけれども、継続支援Ａ型になりますと最低賃金そういったところ、雇用契約で最低賃金が保障されているというところはあるんですけれども、Ｂ型になりますと、作業によって得られる工賃が利用者の皆様に分配される仕組みになっています。今回はＢ型事業所への補助という形になるんですけれども、Ｂ型の事業所さん町内４か所ございます。今回は先ほど来お話あります株式会社結びさん、かけはしさん、それからはらから福祉会さんのほうにということでございます。なかなかやはりスペースの問題、スペースの要望というところ、作業場ですとか作業室のスペースの確保というところでの一番要望がありますし、あとは各事業所さん、やはり一番を悩ませるというか工夫されているのが、工賃の部分、工賃アップという部分ではこのＢ型の事業さん、どこも非常にご苦労されています。いろんな知恵を出したり、創意工夫しながら頑張っておられるというところ、例えば結びさんのほうですと先ほども説明ありましたけれども、お弁当づくりですとか販売とか頑張っています。

そこが工賃のベースにはなっているんですがなかなかＢ型、全国平均よりも下回っている状況です工賃、そういったところを改善していこうという取組でございます。

具体的な内容の部分というところ、今のところで新たなところというか例えば結びさんですと、新たにフィンランド産のコケ、よくモスという、モスグリーンのモスですね、そういった植物とかを取り入れてインテリアの製品を今作ろうとしているところ、作っているところが開始しているんですけれども、いろんな作業があるわけです、その中でも、いろんな不純物とか取り除くといった部分とかの作業もございます。具体的な部分というのは、これからいろいろ明確化していくとは思うんですけれども、そういった取組がなされているところではございます。

○財政課長（藤原輝美幸君）　すみません。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　ソフト面は今福祉課長が申し上げたとおりでございます。私からはハード的なことでございます。まず、はらから福祉会については、船岡駅付近において飲食業を営んであった物件があるんですね。今はもう空き物件となっています。その空き物件をまずはらから福祉さんが購入すると。購入に当たっての補助ではないんですけれども、まずはらから福祉会は既に居抜き物件を取得して、中身を障害者が作業しやすいように改修します。はらから福祉会さんはそもそも食品加工でいろいろと就労支援を行っていますので、そのような加工品製造の作業場を改修します。改修費用についてまたそれに付随する備品について、補助します。もう一方、槻木地区のかけはし、株式会社結びさんについては、現在は非常に私も見学してきたんですが、非常に狭いところでお弁当とか作っています。今回株式会社結びさんでは、福祉課長が申し上げましたモスという、輸入品なんですけれども、コケを建材として利用するような、今福祉課長出しているんですけれども、ああいう建材を、非常に細かい作業を、障害者の方に担っていただくと。それをするスペースがもう、やっぱりお弁当だけで手いっぱいなので、同じ敷地内に増設するということでございます。その建物の増設費用について町で補助するというふうなことになってございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。１番、石森靖明君。

○１番（石森靖明君）　石森です。

先ほどから出ています９ページの障害者就労支援施設の整備の事業補助についてですけれど

も、要望があったということでお伺いをしておりますけれども、この要望というのはいつ頃あったものなのか、お伺いをしたいと思います。

何か先ほどから聞いていますと何となく、何ていうんですか、何か急に出てきた話のように聞こえるのですが、もちろん障害者に就労していただく施設を造るというのは、支援的な意味合いからも非常に重要だと思うんですが、採用する側も採用計画とかそういったものがあって、１年、２年で急に変わるものではないのではないかなというふうに思うんですがその点も含めてちょっとご説明をいただきたいと思います。

それから、10ページの教育費で、槻木小学校の創立150周年記念事業として20万円計上されていますけれども、議案の説明の中で、今年度150周年を迎えて今進んでいるということなんですが、そうであれば、なぜ当初で予算化していなかったのかということです。それで、今回急に、９月の補正もあった中でなぜこのタイミングで急遽出てきたのか。あとは150周年ということなんですが、これまでも、例えば100年とかそういった節目節目で、こういった事業に対しての予算化というのはなされてきたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　就労支援事業所への補助の関係です。要望はいつ頃というお話だったんですけれども、実際、県の　　先ほど補助金の関係のお話もございましたけれども、実際話を受けたのは９月の下旬でございます。必要性というところ、急ぐというところ、その部分なんすけれども、やはりこの２事業者からそういった関係、要望がある中で、町の障害福祉サービスのほうでもこの就労継続Ｂ型の事業者さんの喫緊の課題というところ、そこにスピード感を持って対応をしたいというところが一番の理由ではございます。

あと一つ、もう一つ今検討している柴田町の障害福祉計画第７次の、今取り組んでおるところですけれども、その中でもこの就労継続支援Ｂ型の部分のやはり利用者さんも増えてきているというところ、一番の課題として浮かび上がってきているところではあると認識しているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　10ページの教育費、槻木小学校創立150周年記念事業の質問２点ありました。何で急にかということなんですけれども今年度槻木小学校150周年で、来年船岡小学校が150年を迎えます。各学校のＰＴＡそして学校によっては実行委員会を組んで、150周年をお祝いしようということで町民を巻き込んで動いているところでございます。そんな中で町のほうでも何かご協力、一緒にできないかということで、今回、急ではあったんですけれ

どもこちらの予算のほうを計上させていただいたところです。

なお、100周年とかはどうだったんだということなんですけれども、50年前になりますと槻木小学校、昭和47年とかになります。当時としてはどのようなお手伝いがあったのかは分かりませんけれども、教育委員会としましては今後、50、100、150というところで、区切りのいいところで、引き続き何かお手伝いできればなとは思っております。近いところでは７年後、船迫小学校が50周年を迎えるということですので、そちらのほうも引き続き学校のほうと調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　先ほどの答弁で、９ページの件ですけれども、９月下旬ぐらいに要望があったというふうに私今聞いたんですが、その前の財政課長の答弁で、９月の補正にかけられる可能性もあったけれどもちょっと精査して今回だというような答弁があったと思うんですけれどもその辺の整合性がちょっと取れないんじゃないのというふうに思うんですが、その点１点をお伺いをしたいと思います。

ごめんなさい。もう一つ、例えば９月下旬にあったとして、なぜそんなに急いでやる必要が、４年間国や県の補助金が下りるまでに時間かかるということだったんですけれども、なぜそんなに急ぐのかなというのが不審に思う、12月もあるだろうし、その中でしっかりと中を精査して、精査したという先ほど答弁ありましたけれども、１か月も要望書というか申請の内容を精査せずに、いきなりここで4,600万円ものふるさと納税を使って支援をする、支援をすること自体悪くないと思うんですけれども、あまりにも唐突なのではないかなというふうに思います。例えば、牛タンを作るとかそういったこともあるんでしょうけれども、その牛タンからの何かが私あるんじゃないかなと思うんですがその点いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　まず補正予算の計上についてですが、今回確かに10月に開いていただいて、急な感じを持たれたと思います。要望ですが、町には要望というのはもう日常的にあります。株式会社結びさんについては、かけはしという弁当の事業を、今度ぜひとも拡大していきたいということで、株式会社結びに事業を移していろいろと考えてきていたようでございます。そういった要望について、初めにそのお話があったから町としてはすぐに要望を受け取るということではなしに、やはり双方協議といいますか、よく詳しく話を聞いたり、町としても本当に要望という形骸化された要望ではなくて、きちんと実効性があるかどうかでもって、

要望として最終的に受け付けしたのが文書の日付で言いますと、結びさんが10月の２日、はらから福祉会が10月の10日、これについては、今までお話でいろいろと要望を受けていたんですけれども、きちんと書類でもって要望出しますと、町のほうとしても要望を、では受け付けますとなったのが、福祉課長が申し上げた９月下旬でございます。それで正式に文書としてきちんといただいて、手続を踏んでいきたいなということで今回のタイミングになりました。また逆算しますと、県内の支援学校の卒業生を受け入れる、いわゆる令和６年度から実際に受け入れることができるためには、先ほどから申し上げているとおり、施設整備をしないといけない。では、株式会社結びさん、はらから福祉会さんも、何とか年度内に施設の増設を決めて、そして令和６年４月１日から県内の卒業生何人かでも受け入れたいという意思がありました。そういったスケジュール的には逆算していきますと、9月の補正ではなかなかちょっとまだ本決まりはできなかったんですが、今回補正でお認めいただければ、何とか令和６年の４月１日からいけるのではないかと。はらから福祉会さんのほうは、居抜き物件を取得するという相手がいることですので、なかなか年度内は難しいかもしれませんがそれについては、こちらのほうとしても補助する側として、きちんと注視してまいりたいと思います。なお、牛タンというお話出ました。皆さんご存じのとおり、はらから福祉会はふるさと納税の返礼品である牛タン製造してございます。そちらのほうの生産、加工の進捗ですか、早まったりするという副次的効果はあると思っております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　４月以降の採用に向けて今の時期というような答弁内容でもありましたけれども、最終的に、では補助で事業化を拡大してといいますか、施設を造って、拡張して何人ぐらいの雇用が見込まれるというか、何人ぐらいの雇用を目的にこのような申請がなされたのか要望がなされたのか、お伺いをしたいと思います。

はかからさんについては居抜き物件の取得ということで、今答弁で年度内の取得は難しいかもということだったんですが、今回予算を取っておいて、例えば来年度以降の契約となった場合その中身の修繕というのは次年度以降になるわけですけれども、その辺の手続については問題ないという認識でよろしいかお伺いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　１点目です、定員というところでのお話だと思うんですけれども、事業者さんの定員のほう、県のほうで指定しているところなんですが、結びさん、かけはしさ

んのほうについては、定員が20名というところだったんですけれども、今の計画ですと定員的にはプラス10というところで考えておられると伺っております。（「はらからさん」の声あり）はらからのほうについては定員の部分については、柴田のほう、工房はらからというところになります。こちらの考え方なんですけれども、本店というのですか本所のほうが、えいむ亘理さんのほうになります。柴田のほうがブランチという考え方になりますので、県のほうで指定受けるというのが40名、えいむ亘理さんです、そのうち10名のほうがブランチ柴田のほうでの内容にはなるんですが、現時点で定員、今後の展開もあるとは思うんですけれども、その中で増員をしていく内容になってくるというところだと思います。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明、財政課長、どうぞ。

○財政課長（藤原輝美幸君）　私のほうからは手続についてですが、こちらについては、補助金として年度内に終わらなければ、そのままま た議会のほうに説明いたしまして、明許繰越しをさせていただきたいと思います。工事とかだけではなくて、例えば阿武隈急行への補助金も繰越しとしています。補助金についても、繰越明許という制度は通常でございますので、そういったことで対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君）　秋本です。

先ほどから何回も出ている９ページの就労施設関係なんですが、先ほどの答弁で就労者の増について、はらからさんのほうについてはよく分からなかったものですから、全体として何人ぐらい就労が増えるのかをもう一度明確にお聞きしたいと思います。

それと、就労増が出ているんでしょうけれども、例えば就労するときの労働環境の向上とかそういったものには使われないのかについてお聞きしたいと思います。

それと、行政の公平性という立場から考えて、就労事業所はほかにもあるんですけれども、そのところで事業を計画しているので100％町の費用でやってくださいとお願いするとなったときに、これが前例となってくる可能性があると思うんですから、ほかのところでこういうような事業が出た場合にも、町は100％一般会計から出すということを計画されているのかお聞きしたいと思います。

それと、10ページなんですが、狭隘道路の関係で、145号線の狭隘道路、42条２項道路だと思うんですけれども、柴田町の２項道路扱いになっているのはどのくらいあって、どのような形で優先順位を決めて施工されているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

以上です。

すみません。100％ではなくて、４分の３でした。

○議長（髙橋たい子君）　訂正ということで。

答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　まず、はらから福祉会のほうについてですが、就労機会ということで、現在土手内にもあるんですけれども、それが今回居抜き物件のところで大きく作業場が増えますれば、えいむ亘理と今話出たと思うんですけれども、そちらのほうからシフトして来るようになるんです、クリエイト柴田のほうに。はらからさんは蔵王町だとか村田町とかいろいろございますので、今亘理で行っているような方もこちらのほうに入って来れる。また作業場当然増えるわけですから、計画上は、定員はそのままでも、辞めていく方もいれば、そういった補充的な意味合いもございます。株式会社結びのほうは、明らかに現在認められている定員を超えて雇用します、若干人の流れが違うんですけども、そういったことで拡大を図られるということです。

また労働環境等ですが、今回の場合について、居抜き物件の改修だとか当然バリアフリーだとか、障害者の方が作業しやすいような、やはりレイアウトを専門の設計士さんにお願いしているようですので、秋本議員のおっしゃるとおり、労働環境もよくした上で作業に当たっていただくということでございます。

また、今回の補助４分の３、75％ですが、こちらの補助率の設定については、国や県が補助する場合も４分の３でございます。町からの補助は実はないんです、こういったハード面については。ですので、今株式会社結びとはらからさん、そのほかに、あさひ園、あとほっとファームさんと２つあるんですけれども、今回の補助については、当然話があれば同じような補助はできるんですけれども、ただし5,000万円を限度としてございます。5,000万円の４分の３というところで3,750万円という補助の立てつけでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　10ページの道路新設改良費の委託料、町道槻木145号線狭隘道路変更測量設計委託料の関係でございます。こちら狭隘道路の整備の関係で、優先選定されるのはどのようにということになるのですけれども、質問にもございましたが路線数としましては、町内に約150路線ほどございます。予算の調整をしながら実施できる箇所ということにはなるんですけれども、もちろんその路線内の地権者皆様の理解が得られているかどうかという

ことにはなります。それから、どうしてもセットバックという道路の後退が必要になりますので、そちらの理解が得られまして路線として通せる、４メートルが確保できる路線なのかなということを判断をいたしまして実施という手続になってございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　狭隘道路についてお聞きしたいんですが、何かこの道路は随分前から何回も上がっているんですけれども、優先順位が周辺の方々の理解が得られるところかということであれば、なぜこんなにかかるんでしょうか、時間が。何回かもう出ているような気がするんですけれども、一番最初に話が出てからですね。なぜもめているのか、もし中身が分かれば、話せる範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

○議長（髙橋たい子君）　なぜ遅れているのですかということですよね。

○12番（秋本好則君）　先ほど優先順位の話で周辺の方々の理解が得られるところからやるということであれば、すぐにできるんじゃないかと思うんですけれども、何か時間かかっているようでしたのでその辺をお聞きしたい、お聞きしました。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　時間がかかっているということでございますけれども、まずこちらの145号線の整備に関しましては、令和３年度に地権者の方々の了解を得まして、まず用地の測量、それから物件の移転の補償費の算定をさせていただいております。こちら設計ということがまず必要になりまして、３年度に行っておりますけれども、その後工事ということにはなるんですけれども、実際に工事の予算をお認めをいただいておりますのが、今年度令和５年度になってございます。ですので、令和５年度今年度の工事を進めるに当たって、再度地権者の方と話をさせていただく機会がございまして、その際にどうしても当初の予定を変更した上で、実際には、こちら路線の延長が125.3メートルございます。そのうち内側になるんですけれども、80メートルほどどうしても北側に70センチメートル程度にはなるんですけれども、路線の変更をお願いしたいと、これはちょっと曲げられない事情なんだということでお話を受けまして、今回変更の設計ということでお願いをしているものでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑どうぞ。

○12番（秋本好則君）　今お話を伺いますと、周辺の方々の　　の方々の理解を得るところから始めるということなんですけれども、何か今のお話を伺いますと、理解度にかなり差があったのかなと思うんですけれども。そうするとこれから始まる場合でも、また周辺の方々の理解を得ても、実際に工事始めるときになるとまた同じことが起きるということも考えられるという

ことでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　ご説明をさせていただいている中で、どうしてもということでのご要望がありまして、曲げられない事情になりましたということだったものですから今回、変更の設計の補正予算ということの計上になりましたけれども、この変更の設計が済みまして実際工事ということに移ってまいりますけれども、そちらに関しましては、その内容で工事ができるということで、地元の皆様のご理解をいただいているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　補足を求めます。町長。

○町長　（滝口　茂君）　いろんな狭隘道路がございまして、まずはこの地区について要望がございました。要望があれば、当然具体的な説明までしなければなりません。そのためには、設計のための調査をしなければなりませんので、勝手に人の土地に入れませんので、調査をすることについては了解をいただいたということでございます。了解いただいて道路の図面を作って、住民説明会をさせていただきました。そのときにはやっぱりいろんな考えの方がいらっしゃいまして、すぐに一発でオーケーというわけにはいきません。中には、過去の土地売買の値段とか過去のいきさつを持ち出される方もいらっしゃったというふうに聞いております。その持ち出された方々について誠意を持ってお答えしたんですが、なかなか了解を得られない方もいらっしゃいました。するとどうなるかというと、これは明許繰越なものですから、来年１年間で完成しなければならないということになりますと、そのまま国にこの予算、せっかくついた予算を返さなければならないということの選択を迫られたわけでございます。私としては、事業費をせっかく国につけていただいたのを、最終的に１人か２人の地権者の考え方で返してしまうということができませんでしたので、粘り強く交渉した結果、お１人は何とかご理解をいただいたのですが、最後の１人の方のルート変更でやるのであれば了解しますということが得られたので、私としては新たな設計を組んで、ルートを変えて、そして改めて住民の方に説明をさせていただきたいというふうに思っております。変更することによりまして、新たに土地を提供する方が面積が増えるわけですが、その点に関しては地域の方々の了解を得られるということだったものですから、今回町の単独で420万円の設計変更をお願いすることにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　ほかにないようですので、**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第23号令和５年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

10月会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって、令和５年度柴田町議会10月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前１０時４７分　　休　会

上記会議の経過は、事務局長大山　薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和５年　　月　　日

議　　長　　髙　橋　たい子

署名議員　　１番　石　森　靖　明

署名議員　　２番　伊　東　　潤